

### 実質化された人・農地プラン(案)

〔 注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。 〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
奄美市	下方地区(小宿集落、里集落、知名瀬集落、根瀬部集落)	令和4年12月6日	令和4年12月21日

#### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	60.4ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	32.3ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	18.1ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	12.8ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	2.6ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	20ha
(備考)法人が約0.8ha耕作している。また、平場において農福による法人がハウス栽培など行っている。若手による果樹農家は就農しているが後継者については地区内・外に居住している子供である。その他の作物については未定である。	

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

#### 2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積は、60歳以上の中心経営体も多く、後継者や新たな農地の受け手の確保が必要である。</li> <li>・担い手農家が少なく、また農業人口、地域人口が少ない。農業者は高齢者が多く遊休農地が点在している。そのため、農地の整備(農業用水)・環境整備が必要である。</li> <li>また、地域の所有者不明農地や相続等の問題についても早期の課題解決が必要である。</li> </ul>
--

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

#### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<ul style="list-style-type: none"> <li>・下方地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者4経営体及び基本構想到達2経営体が担うほか入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・下方地区の農地利用は山間部を利用し果樹の栽培が盛んであるため担い手の確保として農業後継者・新規就農者の育成、法人の誘致や農作業受託の促進など人材の誘致を図り魅力ある農業を目指す。</li> </ul>

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実に市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
別紙下方地区人・農地プラン中心経営体 参照						
計			ha		ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>・下方地区については山間部を利用し基幹作物である果樹のタンカン、津之輝など生産安定を基本として平地では露地栽培農家による野菜、果樹といった農作物の産地拡大を図るとともに、収益性の高い新規作目の導入を目標とする。</p>
<p>・知名瀬・小宿集落を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出して・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸付けていく。中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m <sup>2</sup> )		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。